

静岡県告示第711号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年9月10日

静岡県知事 川勝平太

1 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市葵区長熊字所沢1822の13

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため